

防整技第17974号
令和3年10月25日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

自衛隊施設の盛土法面整備に係る追加的な措置について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局環境政策課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛装備庁長官官房会計官

自衛隊施設の盛土法面整備に係る追加的な措置について

1. 目的

近年、気候変動に伴う豪雨や大型台風等により、全国各地で土砂災害が増加傾向であり、自衛隊施設等においても頻繁に発生する被害により、部隊の任務遂行に影響を与えている。

本通知は、法面崩壊が発生する可能性が想定される沢部や谷部等における盛土法面整備について、追加的な措置を行うことにより、防衛施設及び周辺地域の安全と自衛隊施設の機能を確保することを目的とする。

2. 対象区域等

追加的な措置は、土砂災害による影響が懸念される沢部や谷部等における次の盛土法面工に適用する。

- (1) 法面崩壊等によって民間住宅等に被害が生じる可能性がある区域
- (2) 警戒管制施設、情報収集施設、航空機えん体、集中予備電源室、高射基本施設、火薬庫、燃料タンク、電源施設、通信施設の覆土及び土提の法面
- (3) 法面崩壊等によって部隊の任務遂行に支障を及ぼす可能性がある区域
- (4) その他、追加的な措置が必要な区域

3. 追加的な措置の方法

追加的な措置の方法については、道路土工などの技術的な指針を参考に設計を行うとともに、次の追加的な措置を確実に実施するものとする。

(1) 排水対策

ア 法面を流下する表面水を適切な排水構造物で処理するとともに、盛土内への浸透水を積極的に排出するために水平排水層を設置するものとする。

イ 沢部や谷部等において盛土を行う場合については、地山からの表面水や湧水などが盛土内へ浸透することを抑制するために、調査時点での湧水等の有無に関わらず、基盤排水層や地下排水溝を設置するものとする。

(2) 法面保護工

法面の安全性の向上を目的として、構造物による法面保護工（付紙）による措置を行うものとする。なお、現地の地形等を踏まえ、これにより難しい場合は、別途考慮するものとする。

構造物による法面保護工

適用	工種	目的
沢部・谷部		
盛土高 5 m 未満	ふとんかご工 じゃかご工	のり尻部の土砂流出の抑制
盛土高 5 m 以上	補強盛土工 (かご工の併用)	すべり土塊の滑動力に抵抗
覆土・土堤		
全ての覆土や土堤	補強盛土工	すべり土塊の滑動力に抵抗

※盛土高 5 m 未満の沢部や谷部の盛土法面工であっても、現地の地形等を踏まえて補強盛土工を適用することができる。

整備イメージ(平面)

～沢部や谷部の盛土工 盛土高5m以上～

